

令和 6 年 6 月 24 日現在

機関番号：37105

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K12622

研究課題名（和文）アングロアメリカ太平洋地域における日本人売買春の社会史—公文書の分析を中心に

研究課題名（英文）A Social History of Japanese Prostitution in the Anglo-American Pacific World

研究代表者

大原 関 一浩（Oharazeki, Kazuhiro）

西南学院大学・国際文化学部・准教授

研究者番号：00749880

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は、公文書の調査を中心に、明治期の英語圏（ハワイ、オーストラリア、アラスカ、北米）における日本人売買春の特徴を検討した。これらの地域では、労働集約型の第一次産業（農業・漁業・鉱物採掘など）が発展し、大規模な男性労働人口が存在し、売買春への需要が高く、ほとんどの法律が売春を禁じていたにも関わらず、地元社会で売春は社会秩序を守る必要悪として認識され、地元官憲は売春を許容し、現実的には保護していた。20世紀初頭に入ると、北米やオーストラリアで公の売春は衰退したが、ハワイでは兵士の性的受容を満たすために保護政策がとられ、第二次大戦以前期を通じて日本人を含む売買春が保護され続けた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

海外の日本人売買春女性の歴史は、山崎朋子や森崎和江による著作によって一般に知られるようになり、東南アジアのヨーロッパ植民地や中国・朝鮮半島における日本人売買春に関する研究は蓄積されてきたが、アングロ系が定住し、社会的・政治的に支配的な地位を占めた白人定住社会（white settler society）における日本人売買春に関する学術研究は進んでいない。本研究は、各地における日本人売買春に関連する具体的な法律の作用を明らかにし、同時期のその他の太平洋地域（東南アジア、朝鮮・北東中国、極東ロシアなど）における日本人売買春と比較する上で役立つ分析の視点を複数提示することができた。

研究成果の概要（英文）：This study explored the history of Japanese prostitution in English-speaking regions (Hawaii, Australia, Alaska, and North America) during the Meiji-Taisho periods. In these so-called "white settler societies" where Anglo-American whites held dominant social and political power, labor-intensive industries (such as agriculture, fisheries, and mining) developed and created a strong demand for prostitution among large male populations. Although the federal government opposed prostitution, local authorities tolerated it as a necessary evil in order to keep the social order. Although public prostitution visibly declined in North America and Australia in the early twentieth century, local authorities in Hawaii tolerated it in order to meet the demand for prostitution among American soldiers throughout the period before and during World War II, and Japanese women continued to be engaged in prostitution.

研究分野：アメリカ社会文化史

キーワード：ジェンダー 性 労働 移住 人種

## 1. 研究開始当初の背景

### 学術的背景

中国や東南アジアの「からゆきさん」の歴史的経験については、1970年代以降、山崎朋子や森崎和江の著作によって広く知られるようになり、学術的研究や彼女たちを題材とした小説やノンフィクションが出版されてきた。また、日本史・女性史の分野では、東アジアの植民地に移植された日本の公娼制度と、それに反対する社会運動について、数多くの研究が著されてきた。その一方で、北米・ハワイ・オーストラリアなど英語圏諸地域における「からゆきさん」についての研究は、数えるほどしかない。研究が進んでこなかった理由として、史料の不足が指摘されるが、実際には海外のアーカイブに残されている英語の公文書には「からゆきさん」についての豊富な情報がある。十分に利用されているとは言えないこれらの史料を収集・分析することが、研究の進化に必要である。また、冷戦終結後のグローバル化の中で、国を越える人や資本の動きが活発になるにつれ、女性や子供の「人身売買」などが国際的な問題として関心を集め、社会科学的研究においても人や資本の国際的な動きが注目されるようになった。これまで移民史や外交史において周辺的な存在としてあまり語られてこなかった人々の経験を明らかにすることの意義について、研究者の関心が高まっている。

### 本研究開始までに行ってきた作業と成果

博士論文執筆以来、日本・カナダ・アメリカ合衆国において、北米西部の「からゆきさん」に関する史料を10年ほどかけて収集・分析し、2016年に英語書籍『Japanese Prostitutes in the North American West, 1887-1920』(ワシントン大学出版局)を出版した。北米西部における日本人売買春は、公娼制度が存在した日本や東アジアの日本植民地とは異なり、非合法的な管理の下で広まった。国家が売買春を公認せず、現地の官憲が特定の地域で売買春を黙認し、その管理はヒモや非合法組織にまかされた。現地の「からゆきさん」の多くは、日本の芸娼妓たちと同様に、労働契約を雇用主との間に結んでいたが、それは現地の官憲に公認されるものではなく、借金をごまかされたりすることも多々あり、法的主体として売買春女性が「労働者」としての権利を行使することはできなかった。定期的な性病検査も義務付けられず、病気に感染する割合も高かった。比較の視点から、公娼制度下と非合法的な売買春下での女性に対する暴力の性格の違いについて、さまざまな知見が得られた。

その後、視野を広げ、その他の英語圏地域(ハワイ・オーストラリア)における日本人売買春について研究(若手研究(B))し、これらの地域でも、北米と類似した要因(急速な経済発展と男性労働者の増加)により売買春が広まり、非合法下で日本人女性が売春に従事し、現地の政府により黙認されていたことがわかった。そして、現地の警察記録や連邦政府の裁判資料の中に、これまで利用されてこなかった豊富な英語史料の存在が確認された。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、1890年代～1920年代のハワイ・オーストラリア・アラスカ地域における日本人売買春と現地の司法の関係、現地社会における日本人移住者および売買春女性の社会的位置づけを、英語の公文書(裁判資料、警察記録、官吏の報告書など)の収集・分析を通じて考察することである。取り組むべき課題は、1)現地の地域社会(州や市政のレベル)で日本人売買春がどのような社会的・政治的・経済的な意味を持ち、黙認(あるいは批判)されていたのか、2)連邦政府(合衆国)・宗主国(イギリス)の売買春一般についての方針と現地の性管理システムの相違点、3)送出国政府(主に外務省)と受入国政府(主に移民局)による「からゆきさん」の出入国に関する取締りの方針、の3点である。

従来、日本史・女性史の分野で進められてきた「からゆきさん」研究(そして東アジアにおける日本公娼制度の研究)で利用される史料は、日本語で書かれたものが大半である。しかし、これまで合衆国・カナダ・ハワイにおけるアーカイブ調査の中で、英語の公文書に日本人売買春についての情報が豊富にある、ということが判明した。こうした史料は、日本国内の「からゆきさん」研究者・公娼制度研究者により十分に利用されていない。日本と渡航先で得られる史料をつきあわせ、「太平洋の両側」から「からゆきさん」移住という現象を分析することにより、これまで気づけなかった点が明らかとなる。渡航先の英語史料から得られる情報を日本の研究者と共有し、太平洋地域各地における日本人売買春の比較検討を進めることにより、近代の日本人海外移住の意義、セクシュアリティと植民地支配の関係など、近現代史における重要な諸問題についての理解が深まると予想される。

## 3. 研究の方法

この研究では、太平洋地域の英語圏諸国における市・州・連邦レベルの英語の公文書を利用し、1)非合法下で広まった日本人売買春がどのように運営・管理されていたのか、2)そして周旋者や「からゆきさん」は法律をどう利用したのか、司法の現場から具体的に検討する。この問いを通じて、これまで進めてきた北米における日本人売買春の性管理システムとの類似点・相違点

を明らかにする。長期的には、その他の太平洋地域（東南アジア・極東ロシア・東アジアの植民地など）における性管理制度との比較を通じて、各地域の日本人売買春の特質を明らかにしたい。本研究では、若手研究(B)で着手し始めたハワイとオーストラリアに加え、北のアングロアメリカ・フロンティアとも言えるアラスカ地域における日本人売買春の運営と管理の実態に関する調査も、研究課題の一部として開始する。

#### 4. 研究成果

ハワイ：19世紀後半からハワイで日本人売買春が増加した。その背景には、砂糖農園で働くアジア人男性労働人口が増加し、男女比の不均衡が生まれ、日本人売買春女性に対する需要が高まったことなどがあった。しかし日本人売買春の盛衰には、行政と司法の態度が大きな影響を与えたことがわかった。1860年、ハワイ王国が軽減条例を制定し、女性の登録・定期健診による管理政策を確立したが、それは、売買春営業を行うための枠組みを作っただけで、売春宿の経営や売買春女性と付随する男性たちの関係については当事者たちに任せ、地元政府は積極的に介入してこなかった。しかし、1901年に連邦地方裁判所が開設されると、連邦法による外国人売春の摘発が始まり、それまで黙認されていた売買春が「姦淫」・「姦通」という罪となり、借金の返済として女性に売春を強いることは「債務者強制労働」となり、妻売りや妾奉公、売買春営業の保護のために組合を組織することは「共謀罪」として処罰の対象となった。ハワイにおける日本人売買春を支えていたこれらの慣習は、当時の日本における売買春産業を支えていた制度（前借金奉公・芸娼妓奉公・妾奉公・貸座敷経営者による組合化など）に似たところがあり、連邦政府による法律の適用は、日本人の性や労働に関する慣習の否定、という側面もあった。

一方、併合後のハワイでは、20世紀初頭の合衆国本土で盛り上がった革新主義運動の影響も受け、性管理政策反対運動も起き、1901年、地元キリスト教者たちの運動により、売春許可区域（イヴィレイ柵地）が閉鎖された。しかし、1905年に再開され、以前と同じ管理体制が敷かれた。1910年代になると、合衆国全土で外国人売買春反対運動が展開され、連邦政府の取締りが厳格化する中で、西部の諸都市でも、売買春が行われる建物の家主を罰する「差し止め・排除法」（Injunction and Abatement Act）が制定され、指定地の黙認制度が廃止されていく。しかしハワイでは、第二次大戦末期まで、一貫して黙認政策をとり続け、「差し止め」法案が可決しなかった点が特徴的である。その構造的要因は、ハワイには軍隊と多数の兵士が常に存在していたこと、砂糖と果物栽培を基盤とする経済構造のなかで、膨大な数の労働者が働いていたこと、などがある。特に、兵士の健康管理と性の問題に関して軍隊と政府が果たした役割は見逃せない点であり、これは、その他の合衆国の領土（フィリピンやプエルトリコなど）における兵士相手の売春、あるいは日本の海外植民地（朝鮮半島や満州地方）における管理売春政策の発展と売買春女性が増えた要因を検討する際にも、重要な比較のポイントになる。

オーストラリア：オーストラリアにおける日本人売買春については、北米における日本人売買春との比較から理解を深めることができた。オーストラリアと合衆国は、アングロ系が定住し、社会的・政治的に支配的な地位を占めた白人定住社会（white settler society）であるが、その2つの地域において日本人売買春が発展した共通の歴史的・社会的条件を3つ確認できた：1）受入国が日本人移住を許可している時代（オーストラリアでは1901年まで；合衆国では1924年まで）；2）労働集約型の第一次産業（農業・漁業・鉱物採掘など）が発展した地域；3）地方政府が性的二重基準にもとづき売春を必要悪として黙認していた地域。これら3点は、その他のアングロ系が定住した太平洋地域で日本人売買春が増えた条件でもあったのか、検討が必要である。例えばハワイでは、1～3全ての条件が存在し、1890年代に日本人売買春が増えたが、ハワイの特徴は、地方レベルでの黙認制度が（合衆国の西部諸州と異なり）1910年代に廃止されず、太平洋戦争末期まで継続したことである。その最大の要因は、ハワイにおける米軍と膨大な数の兵士の存在である。米軍幹部は兵士に性的慰安が必要であることを認識し、地元の官憲はその意向をくみ取り、軍と協力しながら売買春を黙認・管理していった。20世紀の転換期、日本人売買春女性はその他の合衆国領土（フィリピンやアラスカなど）でもが増えたが、そうした地域でも上記の開発型社会の論理と軍事化が奏功したのか、検証が必要である。

また、日本人女性のオーストラリアへの移住プロセスに関して調べるなかで、新たな検討課題が2つ見つかった。一つは、周旋と渡航のプロセスにおける中継港（香港・上海・シンガポール）の役割である。香港は、可児氏（1979年）が指摘したように、「東南アジアへ向かう唐行きさんの通貨港であった」のであり、オーストラリアに来た売買春女性が最初に着いた港だった。また、1890年以前の北米で売春に従事した日本人女性のなかには、香港や上海経由で来た人もあり、両港が太平洋地域に広がる日本人売買春女性の輸送ルートの重要な結節点となっていた可能性が高い。上海の租界では、1870年代末から日本人売買春が活況を呈し、イギリス植民地の香港やシンガポールでは、中国人・日本人の売買春は官憲に黙認され、80年代には性病管理も行われ、現地の経済・社会・政治の秩序を影で支えた。しかし香港・上海・シンガポールは、中国人・日本人女性の終着点だったのでなく、そこから東南アジア・北米・オーストラリア各地へと転売されていった人も多い。また、日本人女性の渡航（密航）プロセスで、しばしば中国人船員の協力があり、渡航先では中国人労働者が重要な客だったことを考えると、香港・上海・シンガポールを中心とする中国人労働者や売買春女性の移住ルートを確認し、それが日本人売買春女性の海外移住とどのような関係にあったのか、実証的に検討していく必要がある。

2つ目は、地域と地域を結ぶ視点である。例えば、日本人女性が働いていた地域は、オーストラリアの中でも、特に西オーストラリアとクイーンズランドであり、両植民地には売買春が発展した特有の事情があった。例えば1880～90年代、クイーンズランドで日本人が増えた理由は、香港・日本・クイーンズランド諸港を結ぶ海運ネットワークが発達していたこと、そして植民地政府が日本との貿易を重視し、日本人に対して移住制限を行わなかったことなどがある。さらに、同植民地で19世紀後半に成長した砂糖黍栽培・真珠貝採取産業では有色人労働が重視され、経済発展を進めながら社会の秩序を保つために、有色人種労働者の性的需要を満たす日本人女性の存在は、必要悪として現地の官憲に容認されたのである。売春を違法としながらも黙認する風潮を生み出した開拓地(フロンティア)の論理は、同時期の西オーストラリアや北米西部諸地域でも見られたことである。また、日本人売買春女性の出身地域は、オーストラリアの場合は長崎を中心とする九州地方、合衆国西部の場合は横浜を中心とする東日本地域であり、渡航先によって偏りが見られた。つまり、日本人女性の海外移住は、「日本 オーストラリア」や「日本 合衆国」というおおまかなものではなく、「長崎県の 村 香港/上海 クイーンズランドの木曜島」あるいは「静岡県 の 村 モンタナ州ビュート」という地域と地域を結ぶ現象だった。移民史研究では、こうした移住パターンは「鎖の移住」(chain migration)と呼ばれるが、日本人売買春女性の国際移住を考察する際にも有用であり、地域と地域を結ぶ移住が創出した要因を、個人や市町村レベルで実証的に分析していく必要がある。

アラスカ：20世紀転換期のアラスカでは、白人その他の民族集団による売買春と同様に、日本人売買春もゴールドラッシュとともに増え、売春を許容する現地政府の性管理システムに組み込まれていた。売春が増えた構造的要因は、ハワイやオーストラリアと同じく、男性労働人口の増加と、男女比の不均衡だった。合衆国における日本人売買春との重要な相違点としては、アラスカの日本人女性たちが白人女性たちに比べて人種による差別を受けていたという事例は、入手した史料を見るかぎり、少数の事件を除いては確認できなかったということである。アラスカは合衆国本土に比べて日本人人口が小さく、白人が日本人に対して排斥運動を起こしたり、現地住民が特に日本人売春に対して苦情を出したり、日本人を標的とした排斥運動を展開したということとはなかった。この点については、日本人の定住が進まなかったカナダ内陸部における日本人売買春の状況と類似している。日本人移民の数が少ない僻地では、売春を許容する現地社会に日本人女性も溶け込み、比較的自由に営業することができたと言える。

アラスカでは20世紀初頭、ハワイや合衆国本土と同様に、中産階級の活動家たちがさまざまな改革運動を起こし、売買春撲滅運動と移民排斥運動が連動しながら高まり、連邦政府も外国人売買春の摘発を強化していった。合衆国西部では、1910年代までには、定住者の増加とともに家庭を中心とする社会秩序が形成され、開拓時代の遺産である売買春が容認されない社会雰囲気が強まり、各地の行政は黙認政策を撤廃する方針に転換していった。アラスカでも、1910年代後半には、連邦地区裁判所で一時的に売春関連行為に対する起訴が増え、1919年には、アラスカ準州政府が、本土の各州と同様に「差し止め・排除法」(In-junction and Abatement Bill)を成立させ、市民が直接、売春が行われている家屋の差し止めを裁判所に訴えることを可能にするなど、本土の動きに多少影響を受けていたと言えるが、1900～20年の時期を通じて、アラスカの地区裁判所も市町村政府も、本土に比べると積極的に売買春を摘発していなかった。その要因として、1)ゴールドラッシュが終わり、労働者の減少とともに売買春女性の数が減ったこと(目立たなくなったこと)、2)アラスカの人口が1910年代を通じて減少し、定住社会の形成が本土にくらべて遅かったこと、などが考えられる。地方官憲が売買春を積極的に廃止しようとしなかったことは、同時期のハワイと共通する点であり、今後比較検討が必要になる。

アラスカの日本人売買春に関しては、公文書・新聞・統計資料などから抽出した情報を利用して、日本人女性にとってのアラスカにおける性労働の意味を検討することができた。たとえば現地新聞では、殺害された日本人女性についての記事がいくつかあり、売春が危険な仕事であったことがわかる。さらに、アラスカの日本人女性たちは、当初は本土西海岸の都市で働き、ゴールドラッシュ期に移住してきた人が多い。1900年頃は、西部各地でも外国人売春に対する社会の目が厳しくなり始めた時期でもあり、そうしたなかで日本人女性たちは、売春に寛容なアラスカ諸地域へ拠点を移していった。アラスカにおける日本人売買春女性に関して特筆すべき点は、売春による収入だけでなく、金鉱採掘など各種事業へ投資し、大きな資産を得た人が複数いたことである。アラスカは、合衆国本土と比べて、外国人売春に対する社会の態度は寛容で、日本人が集住する西海岸のコミュニティからも遠く、「醜業婦」に対する厳しいまなざしにさらされることもなく、日本人売買春女性が比較的「自由」に生きられる土地だった。日本人の移住が進まなかったアラスカやカナダ内陸部は、本土西海岸の日本人コミュニティに住む人々から見れば「辺境」だった。「辺境」であったからこそ、売買春女性や周旋者は、売春が黙認される雰囲気のおかげで、現地の人々と交わり、自由な経済活動を行うことができたと言える。

日本人移住者の少ない「辺境」という特徴は、海外日本人売買春を研究する際、特に注目すべき視点である。というのは、日本人売春が活況を呈していたのは、一般の日本人移民が住まない開拓地/「辺境」地域であり、それはアラスカやカナダ西部だけではなく、当時の東南アジア・極東ロシア・北東中国・アフリカなどでもそうだったからである。「辺境」地域に住む日本人売買春女性は、どのような人々を客とし労働していたのか、そして、彼女たちは都市部に住む一般の日本人移民たちとどのような関係にあったのか。またそうした「辺境」で売春に従事した日本人

女性の経験は、アラスカやカナダ内陸部の日本人売買春女性の経験とどのような類似点・相違点があったのか。20世紀転換期の東南アジア・極東ロシア・北東中国・アフリカの辺境地域における日本人売買春との比較のなかで、北米西部における日本人売買春の構造がより明らかになるだろう。搾取や暴力といった側面だけでなく、日本人が住まない海外の「辺境」で日本人女性たちが獲得した経済的・社会的な「自由」、その意味を考察する必要がある。

まとめ：今後研究を進めていく上で、「太平洋」という視座は引き続き重要である。太平洋地域には、日本が支配的な地位を得た勢力圏（朝鮮・北東中国）と非勢力圏（アラスカ・ハワイ・北米・オーストラリア・東南アジア・極東ロシアなど）があり、その両方で日本人売買春は活況を呈した。オーストラリア・北米・東南アジアでは、1920年ごろまでに日本人売買春は衰退したが、東アジアの日本植民地では、30年代以降、日本の軍事化とともに従軍慰安婦制度が発展した。勢力圏では、軍事化が日本人売買春の発展における重要な要因だったことは先行研究で指摘されてきたが、ハワイの事例にも見られるように、公認であれ黙認であれ、兵士の慰安のために売買春を認める態度は、日本政府に特有のことではない。また、勢力圏・非勢力圏ともに、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、第一次産業とインフラ整備のために日本人その他の労働者が導入され、彼らを客とする日本人売買春が発展した点では共通している。もちろん、30年代以降に発達した従軍慰安婦制度を、「からゆきさん」の経験と安易に結びつけることはできない。しかし、20世紀転換期の太平洋地域各地における日本人売買春の実態を横断的に分析すれば、従軍慰安婦制度が発展した歴史的前提についての理解が深まるのではないだろうか。この時代は、欧米の列強と日本が太平洋地域で支配的権力を拡張した、歴史家 Hobsbawm が呼ぶ「帝国主義の時代」（1875-1914）であった。この時代の太平洋地域における日本人売買春の盛衰過程で、経済発展・帝国主義・軍事化の論理がどう絡み合ったのか、今後さらに検討していきたい。

#### 引用文献

可児弘明（1979年）『近代中国の苦力と「猪花」』岩波書店

Hobsbawm, Eric. *The Age of Empire, 1875-1914*. New York: Vintage, 1989.

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 大原関一浩	4. 巻 38巻1号
2. 論文標題 20世紀転換期アラスカにおける日本人売買春 「辺境」で見つけた「自由」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際文化論集	6. 最初と最後の頁 59-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大原関一浩	4. 巻 36:1
2. 論文標題 20世紀転換期オーストラリアにおける日本人売買春 - 合衆国の事例との比較から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際文化論集	6. 最初と最後の頁 105-168
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大原関一浩	4. 巻 35:2
2. 論文標題 1910年代のハワイにおける性管理 日本人売買春の衰退と管理売春廃止をめぐる議論を中心に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 西南学院大学国際文化論集	6. 最初と最後の頁 117-178
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大原関一浩	4. 巻 34:2
2. 論文標題 併合後のハワイにおける性管理 性管理体制の成立と準州・連邦政府による日本人売買春の摘発	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 西南学院大学国際文化論集	6. 最初と最後の頁 227-279
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 大原関一浩
2. 発表標題 ハワイにおける売買春の歴史と日本人
3. 学会等名 ジェンダー史学会2020年度シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Oharazeki, Kazuhiro
2. 発表標題 Revisiting the History of Japanese Prostitution in the United States and Hawaii
3. 学会等名 Kyoto American Studies Proseminar 2019
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大原関一浩
2. 発表標題 ハワイにおける芸妓稼業 組合の活動を中心に
3. 学会等名 マイグレーション研究会2019年7月例会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大原関一浩
2. 発表標題 ハワイにおける性管理 地方と連邦の視点から
3. 学会等名 第75回北九州アメリカ史研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 『現代地政学事典』編集委員会	4. 発行年 2020年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 2
3. 書名 現代地政学事典	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------